

誓約書 兼 同意書

誓約事項

- 1 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書提出後、就労状況や世帯状況などに変更が生じるときは、あらかじめ保育幼稚園グループに届出します。
- 2 利用者負担額等は滞納いたしません。やむなく期日までに納付できない場合は、その旨を申し出します。
- 3 急な環境変化の緩和などのため、入所後の一定期間において保育時間が短縮されるときは、就労時間等を調整することにより対応します。
- 4 施設のルールを守り、施設の指示に従います。
- 5 無断で長期欠席（15日以上）および退所をいたしません。退所するときは退所届を提出し、利用者負担額等を完納いたします。
- 6 求職活動を理由として施設を利用する場合において、教育・保育給付認定の有効期間中に認定事由の変更（求職活動から就労等）がなかった場合は、認定期間の満了日をもって退所します。
- 7 認定内容に変更が生じる場合は、あらかじめ届出をします。届出をせずに何らかの不利益が生じることがあっても異議を申し立てません。

同意事項

- 1 届出をせずに、入所に関する優先度が低くなっても異議ありません。
- 2 利用者負担額や副食費の免除の有無の決定のため、住民税等の申告が必要なことについて理解します。住民税等の申告がない場合や、必要書類の提出が無い場合は、利用者負担額表における最高額の利用者負担額が決定されること、副食費の支払いの免除が受けられなくなっても異議ありません。
- 3 大東市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額や副食費の支払いの免除の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意いたします。
- 4 利用者負担額を滞納したときは、督促等をされても異議ありません。また、正当な理由なく滞納した場合は、滞納処分（差押え等）をされても異議ありません。
- 5 無断で長期欠席したときや大東市外へ転出したときは、入所の決定を取り消されても異議ありません。
- 6 世帯の状況（児童の育児発達等）について、私及び私の家族等の内容を関係機関に調査されても異議ありません。また、個別に育児発達等の面談や、関係機関へ調査されても異議ありません。
- 7 世帯の状況（児童の育児発達等）について、必要に応じて特定教育・保育施設等に情報提供されることに同意します。
- 8 就労状況等について勤務先に調査されても異議ありません。
- 9 提出書類等の内容に虚偽があった場合、決定事項を取り消されても異議ありません。

※下記チェックボックスにチェックを入れてください。

- ☐ 保育所（園）・認定こども園等入所申込み手続きのご案内及び上記の内容をよく読み理解した上で保護者（父母）の同一の意思の基、教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を提出いたします。

令和 年 月 日

保護者（父）氏名

保護者（母）氏名

※保護者（父）と保護者（母）それぞれの自署が必要です。